

(3) 税務署別管轄区域

税 務 署 名			所 在 地	管 轄 区 域
札 幌 中			札幌市中央区大通西10丁目 (札幌第2合同庁舎)	中央区のうち大通、北1条から北5条まで及び南1条から南8条までの西1丁目から西10丁目まで 北6条西10丁目 大通、北1条から北5条まで及び南1条から南7条までの東各丁目
札 幌 北			札幌市北区北31条西7丁目3番1号	北区、東区、石狩市、石狩郡(当別町、新篠津村)
札 幌 南			札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号	豊平区、南区、清田区、千歳市、恵庭市、北広島市
札 幌 西			札幌市西区発寒4条1丁目7番1号	中央区(札幌中税務署管内の地域を除く。)、西区、手稲区
札 幌 東			札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号	白石区、厚別区、江別市
函 館			函館市中島町37番1号	函館市、北斗市、松前郡(松前町、福島町)、 上磯郡(知内町、木古内町)、亀田郡(七飯町)、 茅部郡(鹿部町)
小 樽			小樽市港町5番2号 (小樽地方合同庁舎)	小樽市
旭 川 中			旭川市宮前1条3丁目3番15号 (旭川合同庁舎)	旭川市(旭川東税務署管内の地域を除く。)、 上川郡(鷹栖町)
旭 川 東			旭川市東6条1丁目2番15号	旭川市のうち宮下通及び1条通から10条通の18丁目以東、 11条通各丁目、旭神町、旭神、豊岡、東光、新星町、 大雪通、新富、パルプ町、金星町、東、神居、神居町、忠和、 高砂台、台場、南が丘、台場東、永山町、永山、永山北、 流通団地、秋月、東旭川南、東旭川北、工業団地、東旭川町、 緑が丘、緑が丘東、緑が丘南、神楽、神楽岡、神楽岡公園、 西御料、西神楽南、西神楽北、西神楽、新開、 上川郡(東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、 東川町、美瑛町)
室 蘭			室蘭市入江町1番地13 (室蘭地方合同庁舎)	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡(豊浦町、洞爺湖町)、 有珠郡(壮瞥町)
釧 路			釧路市幸町10丁目3番地 (釧路地方合同庁舎)	釧路市、釧路郡(釧路町)、厚岸郡(厚岸町、浜中町)、 川上郡(標茶町、弟子屈町)、阿寒郡(鶴居村)、 白糠郡(白糠町)
帯 広			帯広市西5条南8丁目 (帯広第2地方合同庁舎)	帯広市、河東郡(音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町)、 上川郡(新得町、清水町)、河西郡(芽室町、中札内村、 更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)、中川郡(幕別町)
北 見			北見市青葉町3番1号	北見市、常呂郡(訓子府町、置戸町、佐呂間町)
岩 見 沢			岩見沢市2条東4丁目5番地の1	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡(南幌町)、 夕張郡(由仁町、長沼町、栗山町)、 樺戸郡(月形町、浦臼町)

(注) 令和6年8月1日現在

税 務 署 名		所 在 地	管 轄 区 域
網	走	網走市南 6 条東 5 丁目 9 番地	網走市、網走郡（美幌町、津別町、大空町）、 斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）
留	萌	留萌市寿町 3 丁目 19 番地	留萌市、増毛郡（増毛町）、留萌郡（小平町）、 苫前郡（苫前町、羽幌町、初山別村）
苫	小 牧	苫小牧市旭町 3 丁目 4 番 17 号	苫小牧市、白老郡（白老町）、勇払郡（安平町、厚真町、 むかわ町）、沙流郡（日高町、平取町）
稚	内	稚内市末広 5 丁目 6 番 1 号 （稚内地方合同庁舎）	稚内市、天塩郡（遠別町、天塩町、豊富町、幌延町）、 宗谷郡（猿払村）、枝幸郡（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）、 礼文郡（礼文町）、利尻郡（利尻町、利尻富士町）
紋	別	紋別市南が丘町 2 丁目 1 番 44 号	紋別市、紋別郡（遠軽町、湧別町、滝上町、 興部町、西興部村、雄武町）
名	寄	名寄市西 1 条北 1 丁目 11 番地	士別市、名寄市、上川郡（和寒町、剣淵町、下川町）、 中川郡（美深町、音威子府村、中川町）
根	室	根室市弥栄町 1 丁目 18 番地 （根室地方合同庁舎）	根室市、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、 目梨郡（羅臼町）
滝	川	滝川市大町 1 丁目 8 番 14 号	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、 空知郡（奈井江町、上砂川町）、樺戸郡（新十津川町）
深	川	深川市 4 条 15 番 3 号	深川市、雨竜郡（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、 沼田町、幌加内町）
富	良 野	富良野市桂木町 3 番 2 号	富良野市、空知郡（上富良野町、中富良野町、南富良野町）、 勇払郡（占冠村）
八	雲	二海郡八雲町相生町 108 番地 8 （八雲地方合同庁舎）	茅部郡（森町）、二海郡（八雲町）、山越郡（長万部町）、 瀬棚郡（今金町）、久遠郡（せたな町）
江	差	檜山郡江差町字姥神町 167 番地 1 （江差地方合同庁舎）	檜山郡（江差町、上ノ国町、厚沢部町）、爾志郡（乙部町）、 奥尻郡（奥尻町）
俱	知 安	虻田郡俱知安町南 1 条東 3 丁目 1 番地 （俱知安地方合同庁舎）	島牧郡（島牧村）、寿都郡（寿都町、黒松内町）、 磯谷郡（蘭越町）、虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、俱知安町）、岩内郡（共和町、岩内町）、 古宇郡（泊村、神恵内村）
余	市	余市郡余市町朝日町 1 番地	積丹郡（積丹町）、古平郡（古平町）、余市郡（仁木町、 余市町、赤井川村）
浦	河	浦河郡浦河町大通 5 丁目 86 番 4	新冠郡（新冠町）、浦河郡（浦河町）、様似郡（様似町）、 幌泉郡（えりも町）、日高郡（新ひだか町）
十	勝 池 田	中川郡池田町字旭町 1 丁目 8 番地 8	中川郡（池田町、豊頃町、本別町）、足寄郡（足寄町、 陸別町）、十勝郡（浦幌町）

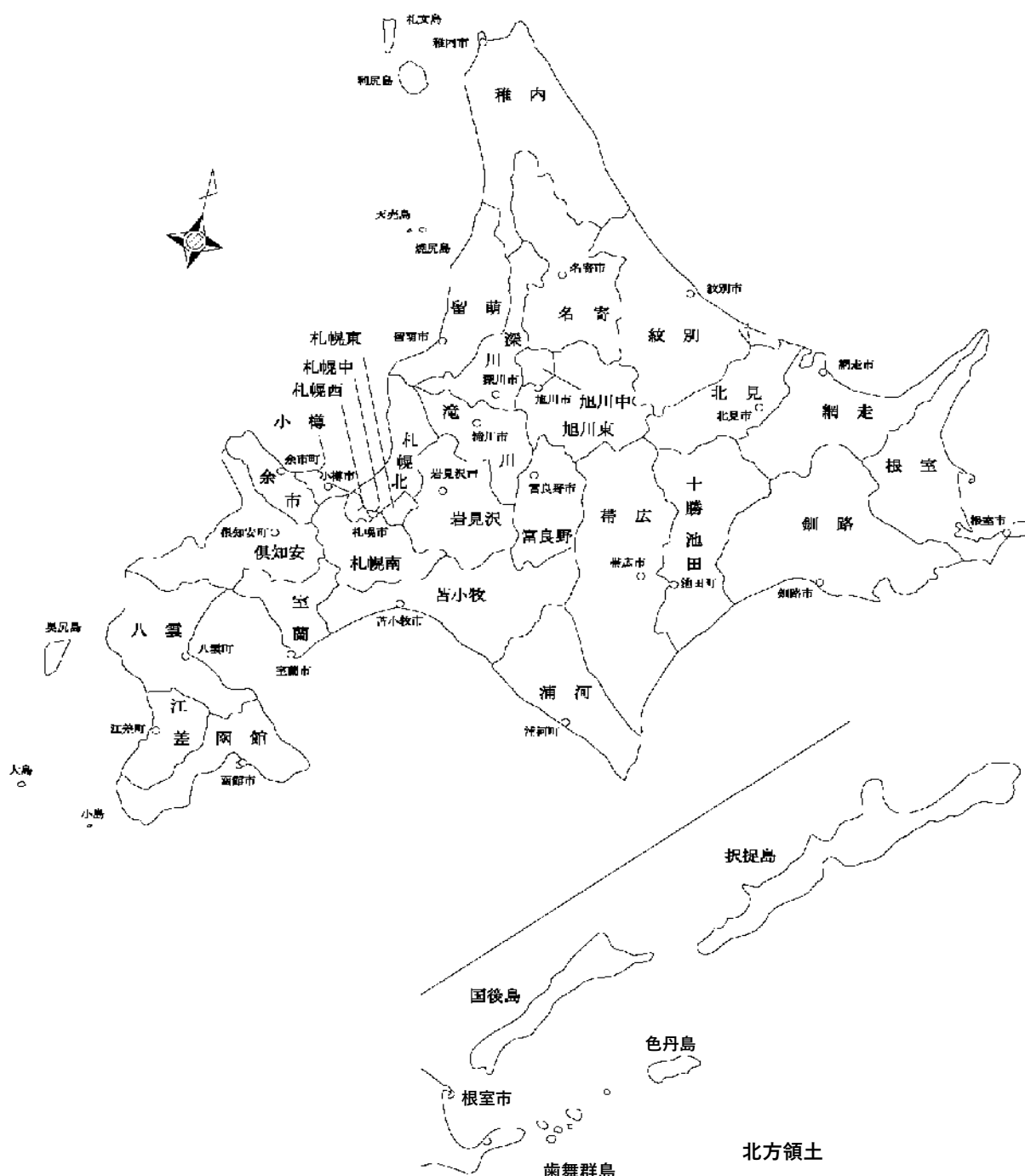
(4) 税務署別面積、世帯数、人口及び市町村数

税 務 署 名	面 積 (5.10.1)	世 帯 数 (6.1.1)	人 口 (6.1.1)	1km ² 当たり 人 口	1世帯当たり 人 員	市町村数 (6.4.1)		
						市	町	村
	km ²	千世帯	千人	人	人			
札 幌 中	5	31	44	8,900	1.42	1	-	-
札 幌 北	1,344	341	621	462	1.82	外 1 1	1	1
札 幌 南	1,772	378	696	393	1.84	外 1 3	-	-
札 幌 西	173	313	560	3,231	1.79	外 1 -	-	-
札 幌 東	246	254	456	1,850	1.80	外 1 1	-	-
函 館	2,302	187	332	144	1.78	2	6	-
小 樽	244	61	107	437	1.75	1	-	-
旭 川 中	394	69	123	313	1.78	1	1	-
旭 川 東	3,077	133	247	80	1.86	外 1 -	7	-
室 蘭	1,357	93	167	123	1.80	3	3	-
釧 路	5,996	121	213	36	1.76	1	6	1
帯 広	6,784	157	297	44	1.89	1	10	2
北 見	2,551	68	124	48	1.82	1	3	-
岩 見 沢	2,664	79	146	55	1.85	4	6	-
網 走	3,396	42	80	24	1.90	1	6	-
留 萌	2,502	20	35	14	1.75	1	4	1
苫 小 牧	4,076	119	217	53	1.82	1	6	-
稚 内	5,570	34	63	11	1.85	1	10	1
紋 別	4,743	31	57	12	1.84	1	5	1
名 寄	4,197	31	57	13	1.84	2	5	1
根 室	3,496	35	69	20	1.97	1	4	-
滝 川	1,869	50	89	48	1.78	5	3	-
深 川	2,025	17	31	16	1.82	1	6	-
富 良 野	2,183	21	38	18	1.81	1	3	1
八 雲	2,843	24	45	16	1.88	-	5	-
江 差	1,423	11	20	14	1.82	-	5	-
倶 知 安	3,047	35	61	20	1.74	-	9	5
余 市	1,015	15	26	26	1.73	-	4	1
浦 河	3,076	25	45	15	1.80	-	5	-
十 勝 池 田	4,047	15	28	7	1.87	-	6	-
合 計	83,422	2,810	5,094	61	1.81	外 5 35	129	15

- (注) 1 市数において、札幌市は札幌中税務署に、旭川市は旭川中税務署に計上し、関係署については、外書きした。
2 根室税務署の面積には、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島4島の面積5,003km²を含めていないが、面積の合計にはこれらを含めた。
3 面積以外の各項目の計数については、上記(注)2の4島の計数を含めていない。

- (資料) 1 面積は国土交通省国土地理院調べによる。
2 世帯数、人口(住民基本台帳人口)及び市町村数は、北海道総合政策部調べによる。

(5) 札幌国税局管内図



(注) 令和6年3月31日現在